

政務活動費の成果・使途に関する府民への情報の提供のあり方 について（答申）

平成30年3月9日
議会運営委員会

1 村田議長からの諮問事項

政務活動費の役割をより府民に理解していただくため、政務活動費の成果・使途に関する府民への情報の提供のあり方の検討（平成29年7月3日）

2 答申

府議会においては、政務活動費の成果・使途に関する府民への説明責任を一層果たすため、平成30年度分の政務活動費から次の措置を実施することが適当と考える。

① ホームページを活用した府民への情報提供の実施

ホームページを活用した府民への情報提供について、次のとおり、新たに制度化する。

- (1) 領収書の写し等、議会図書館で閲覧可能な政務活動費に関する全ての提出書類については、そのまま府議会のホームページで公開する。
- (2) (1)による公開は、京都府政務活動費の交付に関する条例（平成24年京都府条例第68号）の一部改正により義務化することとし、具体的には、議会図書館での閲覧開始日から30日を経過するまでの間に行う。

(3) ホームページを見ていただいた際に、政務活動費の成果・用途に関する情報をより府民に理解していただけるよう、次の3つの観点から運用マニュアル等の点検・見直しを行う。

ア どのような書類がホームページで公開されるのか。

領収書の写し等のほか、府議会のホームページでどんな種類の書類が公開されることになるのかを、例規や運用マニュアルで調べられるよう、記載内容を点検し、必要な見直しを行うこと。

イ ホームページで公開される「様式」は見やすく、分かりやすいか。

府議会のホームページで公開される書類の様式について、政務活動費の成果や用途が、見やすく、分かりやすいものとなっているかどうかの観点から、記載欄を点検し、必要な見直しを行うこと。

ウ 政務活動費の「適正さ」を府民が確認できるよう、説明できているか。

府民の皆様が、府議会のホームページを御覧の上、政務活動費の用途の適正さを御確認いただく際の基準や目安となる、運用マニュアルに記載の「用途基準の考え方」「補足説明等」について、現在の府議会の考え方が十分に分かりやすく記載され、説明できているかという観点から、記載内容を点検し、必要な見直しを行うこと。

② 政務活動費の使途の一層の透明化・適正化

政務活動費の役割をより府民に理解していただくため、次のとおり、その使途の一層の透明化・適正化を図る。

(1) 親族間の家賃等・給与の支払の透明性の向上

親族間の支出の透明化を一層図る観点から、親族間で家賃等（事務所費）や給与（人件費）を支払う場合は、振込みによることを徹底し、領収書の写しのほか、振込明細書の写し（引き落としの場合は、通帳の関係部分の写し）を提出する。

(2) 自宅兼用事務所・議員の関係法人等からの賃借事務所の基本按分率の見直し

私的活動や、法人等の業務が混在する場合の基本按分率について、これまでの按分率に1／2を乗じた割合を上限とするなど、一部項目の基本按分率を変更する。【別紙参照】

(3) その他

政務活動費の使途の一層の透明化・適正化について、府民への説明責任を適切に果たすためには、府民の意思や社会情勢の変化に対応した所要の検証・見直しを不断に行う必要がある。

今回、(1)において透明性を向上させる措置を講じることとした親族関係の支出についても、まずは、当該措置のほか、領収書の写し等のインターネットの利用による公開、支出の適正化を担保する仕組みの強化などの今回の答申に係る措置によって、これまで以上に使途の透明化・適正化を図るべきであるが、政務活動費の役割をより府民に理解していただくため、引き続き、親族に係る使途基準の考え方そのものの見直しについて議論を進める必要がある。

③ 支出の適正化を担保する仕組みの強化

政務活動費の支出の適正化を担保する仕組みについて、次のとおり、一層の強化を図る。

(1) 按分の根拠を示す議員保管書類のマニュアル化

議員が整理・保管する「按分の根拠が客観的に確認できる証拠書類・資料」として作成される、事務所の使用状況や雇用する従事者の勤務状況の記録簿の定型様式（日報）を運用マニュアルに定めることで、当該書類の整理・保管事務が適正かつ円滑に行えるよう事務を標準化する。

(2) チェック体制等の強化（書類の事前確認の実施）

議会事務局が行う書類確認について、次の書類については、提出期限前でも対応することで、チェック体制・相談体制を一層強化する。

- ・印刷物配布費用等説明書（印刷物発行後速やかに作成・提出）
- ・事務所状況等説明書（第1四半期終了時点の状況で作成・提出）

※ 括弧内は、事前提出をする時期の目安

なお、外部有識者による第三者チェックについては、府議会においては、使途基準の考え方に沿った支出が適切に行われている現状からは、常に委嘱しておくべき理由は乏しいので、現行の運用マニュアルに記載のとおり、必要があれば、第三者チェックが速やかに実施できるようにしておくことでよいと考える。

④ 「後払い精算制」について

政務活動費を、四半期や年度ごとに、事後の精算払いとする「後払い精算制」を導入すれば、政務活動費を前渡しした場合に生じるとする「使い切り」の意識がなくなるのではないかとの意見があるが、府議会では、毎年1千万円を超える残余额が適正に返還されている状況にある。

さらに、これを府議会において導入した場合には、議員・会派は、多額の経費をいったん立て替える必要があり、活発な政務活動に支障が生じるという新たな課題が懸念される。

よって、府議会では、「後払い精算制」を導入すべき理由は乏しい現状にあるが、同制度が求める政務活動費の適正使用の要請については、今回、答申する領収書の写し等のホームページでの公開、運用マニュアルの検証・見直しによる手続の明確化等により担保することが適切であると考えられる。

【別紙】

基本按分率の一部見直し

次表の2の場合の按分率（基本按分率）について、括弧に該当する場合の按分率を見直すこととする。

区 分	按分率
1 対象業務と対象外業務との割合が明確	活動の実態 で按分
2 1の割合が不明確（活動の実態が明らかでない） （ <u>・ 自宅兼用の議員事務所、私的活動が混在の場合</u> <u>・ 議員の関係法人等から賃借した議員事務所、業務混在の場合</u> ）	1 / 2 （ <u>1 / 4</u> ） （※）

※1 自宅兼用の議員事務所又は議員の関係法人等から賃借した議員事務所であっても、対象業務と対象外業務との割合が明確な場合や、割合が不明確でも、私的活動又は法人等の業務との混在がない場合は、適用されない。

2 事務所の光熱水費については、1 / 4ではなく、1 / 2に面積按分による割合（例えば、自宅兼用の議員事務所の場合は、事務所部分の床面積 / 自宅全体の床面積）を乗じた割合を基本按分率とする。